

パナマ県及び西パナマ県における外出制限措置の緩和

令和2年8月18日
在パナマ日本国大使館

18日、スクレ保健大臣は記者会見において、現在パナマにおいて実施されている外出制限について要旨以下の通り発表しました。

1 現在、パナマ県および西パナマ県で実施されている、身分証末尾番号に基づく時間帯のみ外出可能とする制限措置は、24日（月）より解除する。

2 女性は、月曜日、水曜日、金曜日の午前5時から午後6時45分まで、男性は火曜日、木曜日、土曜日の同一時間帯で外出可能。夜間外出禁止は午後7時から翌朝午前5時までとする。日曜日は、完全外出禁止を維持する。子供は同伴者の外出可能時間帯にて外出可能。

3 現在、ボカス・デル・トロ県、コロン県及びチリキ県で実施されている週末外出禁止措置は維持する。

以上